

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	清水	達雄（自民）	中原	爽（自民）	田村	秀昭（民主）
理事	田村	公平（自民）	西銘	順志郎（自民）	高橋	千秋（民主）
理事	常田	享詳（自民）	野上	浩太郎（自民）	ツルネン	マルテイ（民主）
理事	舛添	要一（自民）	福島	啓史郎（自民）	辻	泰弘（民主）
理事	山内	俊夫（自民）	藤野	公孝（自民）	森	ゆうこ（民主）
理事	齋藤	勁（民主）	松村	龍二（自民）	荒木	清寛（公明）
理事	若林	秀樹（民主）	三浦	一水（自民）	遠山	清彦（公明）
理事	高野	博師（公明）	森田	次夫（自民）	森本	晃司（公明）
理事	小泉	親司（共産）	山崎	力（自民）	池田	幹幸（共産）
	有村	治子（自民）	池口	修次（民主）	吉岡	吉典（共産）
	大野	つや子（自民）	岩本	司（民主）	大田	昌秀（社民）
	小泉	顕雄（自民）	神本	美恵子（民主）	山本	正和（無会）
	後藤	博子（自民）	佐藤	道夫（民主）		
	田浦	直（自民）	榛葉	賀津也（民主）		

(16. 1. 20 現在)

(1) 審議概観

第159回国会において本特別委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件、条約3件及び承認案件1件の合計11件であり、いずれも可決または承認した。

また、本特別委員会付託の請願37種類349件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

イラク人道復興支援特措法に基づく国会承認 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動を実施することとしたため、同法第6条第1項の規定により国会の承認を求めるものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官等に対する質疑が行われるとともに、参考人からの意見聴取を行った。委員会では、イラクへの自衛隊派遣に関する基本的な考え方、基本計画の変更と国会承認、自衛隊の任務終了の条件、自衛隊員の安全確保、部隊行動基準と武器使用の在り方、自衛隊員への劣化ウラン弾対策、陸上自衛隊の宿営地設営をめぐる問題、派遣自衛隊員の法的地位、自衛隊派遣に伴う地元住民の雇用創出、米

英等の対イラク武力行使の正当性と大量破壊兵器をめぐる問題、イラク復興支援の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

事態対処法制関連法案・条約 平成15年6月6日、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）が参議院本会議で可決、成立した。事態対処法は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、武力攻撃事態等への対処につき基本理念、国及び地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることで、対処の態勢を整備し、あわせて武力攻撃事態等への対処に必要な法制の整備に関する事項を定める、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制（事態対処法制）の基本法である。事態対処法には、事態対処法制の整備について規定があるが、このうち、国民保護法制については衆参の特別委員会の附帯決議において事態対処法施行後1年以内を整備目標とすることとされた。

事態対処法成立後、政府は、国民保護法制整備本部（本部長・福田内閣官房長官）において国民保護法制の整備に向けて地方公共団体、関係団体・団体及び有識者との意見交換等を行い、3月9日には国民保護法制を含む事態対処法制関連7法案・3条約は衆議院に提出された。

事態対処法制は、4つのカテゴリーに分けることができるが、それぞれに該当する法案・条約の概略は次のとおりである。

1. 国民の保護のための法制

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について定めるとともに、緊急対処事態においても同様の措置を講ずること、その他必要な事項について定めるものである。

2. 自衛隊及び米軍の行動の円滑化に関する法制

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案は、武力攻撃事態に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定めるものである。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案は、武力攻撃事態等において、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資するため、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円

滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めるものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、日米物品役務相互提供協定改正協定に定める物品・役務の提供を実際に自衛隊が行うことができるようにするためのものであり、新たに協定の適用範囲となる活動のうち、米軍行動関連措置法案において措置されることとなる「武力攻撃事態等に対応する活動」以外の活動について、自衛隊が米軍に対して行う物品・役務の提供権限を整備し、併せて協定の改正により所要の規定の整備を行うものである。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定は、現行協定が定める日米共同訓練、国連平和維持活動等に関する自衛隊と米軍との間における物品役務の相互提供の枠組みを、事態対処法の成立、自衛隊と米軍との間の接触・協力の機会の増大等を受けて、武力攻撃事態等並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う自衛隊と米軍との間の物品役務の相互提供にも適用するため、現行協定を改正するものである。

3. 交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用等に関し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項について定めるものである。

4. 国際人道法制

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案は、武力攻撃に際して、これを排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されることが重要であることにかんがみ、これらの国際人道法に規定する重大な違反行為についての処罰規定を整備するものである。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、捕虜、文民等の保護、戦闘の方法・手段の規制等について規定するものであり、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)は、いわゆる内乱等の非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護す

ることを目的とし、傷病者、文民等の保護、戦闘の方法の規制等について規定するものである。

衆議院は、4月13日から以上10案件の審議に入り、5月20日、国民保護法案及び特定公共施設利用法案は修正、他の5法案・3条約は可決又は承認の上、本院に送付された。

国民保護法案の修正は、①緊急対処事態の認定についての国会の事後承認、緊急対処事態対処措置の国会の議決による終了の規定を事態対処法に盛り込むこと、②国の現地対策本部の設置に関する規定を追加すること、③国民保護措置の訓練について防災訓練との有機的連携に配慮し、当該訓練に係る国の財政措置の規定を追加すること等であり、特定公共施設利用法案の修正は、緊急対処事態の定義規定の引用条文の変更に関するものである。

なお、昨年のも事態対処法案等の審査時に与党と民主党の修正協議において、緊急対処事態に係る基本法制及び危機管理組織のあり方について検討することが合意されていたが、さらに与党（自民・公明）と民主党は、本年4月9日、①「緊急事態基本法（仮称）」の必要性を認識し、制定する、②基本法骨子案については7法案・3条約の衆議院通過までに取りまとめる、③基本法は、次期通常国会会期末までに成立を図るとの合意に達し、5月20日、3党の幹事長は、(イ)緊急事態の定義、(ロ)緊急事態における基本的人権の尊重、(ハ)緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割、(ニ)緊急事態における国会の関与、(ホ)緊急事態における内閣総理大臣の権限、(ヘ)緊急事態における体制の整備を内容とする「緊急事態基本法（骨子）」を了承し、次期通常国会で成立を図ることを合意する旨の覚書を取り交わした。

委員会では、国民保護法案外9案件が一括して議題とされ、政府から順次趣旨説明を聴取するとともに、国民保護法案及び特定公共施設利用法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員 久間章生君より、説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われたのをはじめ、井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、細田内閣官房長官、関係大臣等に対して質疑が行われた。また、参考人として、京都大学大学院人間・環境学研究科教授 西井正弘君、松阪大学政策学部教授 浜谷英博君、国際連合大学客員教授 北海道大学大学院国際広報メディア研究科客員教授 山中輝子君、弁護士 自由法曹団平和・有事法対策本部副本部長 田中隆君から意見を聴取した。

委員会においては、憲法と有事法制との関係、有事法制についての国民の理解、武力攻撃事態の具体的な想定と国民の保護のための措置の実効性、我が国への大規模侵略の可能性、国民保護措置の実施に当たっての基本的人権の尊重と迅速な権利救済策、国民の保護に関する基本指針、計画等の策定スケジュール、武力攻撃事態における国と地方の役割分担、国民の協力と役割、緊急事態基本法案を具体化するに当たっての小泉総理の決意、緊急事態における体制の整備と危機管理庁の設置の必要性、周辺事態と特定公共施設利用法案の適用関係、非核三原則と有事における自治体の港湾管理権限の制限、米艦船に対する

攻撃と武力攻撃事態の発生との関係、日米共同対処時における指揮権の所在、海上輸送規制措置の国際法・憲法上の根拠、海上輸送規制措置の実施区域の範囲、自衛隊が武力攻撃事態のために米軍に提供した弾薬の目的外使用、武力攻撃事態等における米軍への物品役務の提供、日米物品役務相互提供協定の経緯、米軍によるイラク人捕虜虐待問題、日米共同対処時の米軍の国際人道法違反への対応、無防備地区の宣言における自治体の関与と米軍施設との関係、戦争犯罪における上官命令・上官責任問題、国際刑事裁判所規程の早期締結等について質疑が行われた。

討論の後、国民保護法案、米軍行動関連措置法案、特定公共施設利用法案、国際人道法違反処罰法案、海上輸送規制法案、捕虜取扱い法案 及び自衛隊法改正案は、多数をもって可決され、日米物品役務相互提供協定の改正協定は、多数をもって、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書及び第二追加議定書は、全会一致をもって、いずれも承認された。

なお、国民保護法案に対し、国民の保護に関する業務計画の作成に際し、業務に従事する者等の意見の聴取する機会の確保に配慮すること、国民の保護に関する基本指針の策定に際し、地方公共団体、国民の意見等を幅広く聴取すること、緊急事態の迅速・適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直すこと等の9項目からなる附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月25日、イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

4月5日、イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

4月15日、在イラク邦人人質事件並びにイラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等について川口外務大臣及び政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月19日、イラクにおける外務省職員殺害事件等について質疑を行った。

6月15日、イラクにおいて被弾した外交官乗車車両の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年1月19日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年2月4日(水)(第2回)

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。
- また、同件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年2月5日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
 - ・内閣総理大臣に対する質疑(NHK中継)
〔質疑者〕舛添要一君(自民)、※月原茂皓君(自民)、齋藤勁君(民主)、※若林秀樹君(民主)、高野博師君(公明)、宮本岳志君(共産)、大田昌秀君(社民)、山本正和君(無会) ※関連質疑
 - ・内閣総理大臣に対する質疑
〔質疑者〕月原茂皓君(自民)、齋藤勁君(民主)、若林秀樹君(民主)、高野博師君(公明)、吉岡吉典君(共産)、大田昌秀君(社民)、山本正和君(無会)

○平成16年2月6日(金)(第4回)

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。
 - 〔質疑者〕榛葉賀津也君(民主)、森ゆうこ君(民主)、池口修次君(民主)、岩本司君(民主)、吉岡吉典君(共産)、小泉親司君(共産)、大田昌秀君(社民)、山本正和君(無会)

○平成16年2月9日(月)(第5回)

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第

六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について参考人財団法人平和・安全保障研究所理事長渡辺昭夫君、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子君、国際政治・軍事アナリスト小川和久君及び専修大学法学部教授小田中聰樹君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕山崎力君（自民）、神本美恵子君（民主）、遠山清彦君（公明）、池田幹幸君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、平野達男君（民主）、佐藤道夫君（民主）、若林秀樹君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉岡吉典君（共産）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

（閣承認第1号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

○平成16年2月25日（水）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年4月5日（月）（第7回）

○イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、山本保君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年4月15日（木）（第8回）

○在イラク邦人人質事件に関する件及びイラクにおける自衛隊の部隊の活動状況及び治安情勢等に関する件について川口外務大臣及び政府参考人から報告を聴いた後、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司

君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年5月19日（水）（第9回）

○イラクにおける外務省職員殺害事件等に関する件について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 齋藤勁君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年5月26日（水）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

以上4案について井上国務大臣から趣旨説明を聴き、

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

以上3案について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年5月27日（木）（第11回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について小泉内閣総理大臣、井上国务大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 舛添要一君（自民）、齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年5月28日（金）（第12回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、井上国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、小野国家公安委員会委員長、麻生総務大臣、坂口厚生労働大臣、実川法務副大臣、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、森ゆうこ君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年6月1日（火）（第13回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

議院送付)

以上10案件について川口外務大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 神本美恵子君（民主）、若林秀樹君（民主）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年6月2日（水）（第14回）

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について井上国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、阿部外務副大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 榛葉賀津也君（民主）、平野達男君（民主）、井上哲士君（共産）、小泉親司君（共産）、三浦一水君（自民）、山口那津男君（公明）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年6月3日（木）（第15回）

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

院送付)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(閣法第101号)(衆議院送付)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(閣法第102号)
(衆議院送付)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(閣法第103号)(衆議院送付)
自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第104号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(衆議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)(衆議院送付)

以上10案件について井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(質疑者) ツルネンマルテイ君(民主)、岩本司君(民主)、吉川春子君(共産)、
吉岡吉典君(共産)、大田昌秀君(社民)、山本正和君(無会)

○平成16年6月10日(木)(第16回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(閣法第100号)(衆議院送付)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(閣法第101号)(衆議院送付)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(閣法第102号)
(衆議院送付)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(閣法第103号)(衆議院送付)
自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第104号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(衆議院送付)

議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)(衆議院送付)

以上10案件について川口外務大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、山崎内閣官房副長官、田村文部科学大臣政務官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 野上浩太郎君(自民)、齋藤勁君(民主)、若林秀樹君(民主)、山本保君(公明)、小泉親司君(共産)、大田昌秀君(社民)、山本正和君(無会)

○平成16年6月11日(金)(第17回)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(閣法第100号)(衆議院送付)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(閣法第101号)(衆議院送付)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(閣法第102号)(衆議院送付)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(閣法第103号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第104号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(衆議院送付)

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)(衆議院送付)

以上10案件について参考人京都大学大学院人間・環境学研究科教授西井正弘君、大阪大学政策学部教授浜谷英博君、国際連合大学客員教授・北海道大学大学院国際広報メディア研究科客員教授山中燐子君及び弁護士・自由法曹団平和・有事法対策本部副本部長田中隆君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員増原義剛君、中川経済産業大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、井上国務大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、森ゆうこ君（民主）、高野博師君（公明）、井上哲士君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

・質疑

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、若林秀樹君（民主）、辻泰弘君（民主）、高野博師君（公明）、吉岡吉典君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）

○平成16年6月14日（月）（第18回）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上10案件について小泉内閣総理大臣、井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、細田内閣官房長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法第102号）
（衆議院送付）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）

以上7案をいずれも可決し、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

以上3件をいずれも承認すべきものと議決した。

・質疑

〔質疑者〕池口修次君（民主）、平野達男君（民主）、吉岡吉典君（共産）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕田村公平君（自民）、平野貞夫君（民主）、※齋藤勁君（民主）、高野博師君（公明）、小泉親司君（共産）、大田昌秀君（社民）、山本正和君（無会）
※関連質疑

（閣法第98号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第99号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第100号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第101号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第102号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第103号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣法第104号）	賛成会派	自民、民主、公明
	反対会派	共産、社民、無会
（閣条第10号）	賛成会派	自民、民主、公明

反対会派 共産、社民、無会
(閣条第11号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
(閣条第12号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成16年6月16日（水）（第19回）

- 請願第16号外348件を審査した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に定められた基本的枠組に沿って、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則的事項

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護に関する措置の実施に当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないこと、国民は、国民の保護に関する措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力を努めるものとする事、国民の保護に関する措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、国及び地方公共団体は、国民に正確な情報を提供しなければならないこと、政府は、武力攻撃事態等に備えて国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体及び指定公共機関等は基本指針等に基づいて国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画を作成することを定める。

二、住民の避難に関する措置

武力攻撃事態等対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは警報を発令し、関係都道府県知事に住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示すること、指示を受けた都道府県知事は、市町村長を通じて住民に避難の指示をすること、市町村長は、消防を含む市町村職員を指揮し、警察等の関係機関と連携して避難住民を誘導しなければならないことを定める。

三、避難住民等の救援に関する措置

都道府県知事は、避難住民等に対し、食品の給与、医療の提供その他の救援を行い、必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができ、救援を行うため必要があると認めるときは、医薬品、食品その他の救援の実施に必要な物資についての売渡しを要請すること等ができること、地方公共団体の長、総務大臣その他の関係機関は安否情報を収集し、照会に対し回答することを定める。

四、武力攻撃災害への対処に関する措置

国は、自ら必要な措置を講ずるとともに地方公共団体と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を的確かつ迅速に実施しなければならないこと、地方公共団体は、その区域に係る武力攻撃災害を防除し、軽減するために必要な対処措置を講じなければなら

ないこと、指定行政機関の長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができること、内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染への対処のため、関係大臣を指揮し、必要な措置を実施しなければならないことを定める。

五、国民生活の安定に関する措置等

指定行政機関の長等は、武力攻撃事態等において生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生ずるおそれがあるときは、法令の規定に基づき適切な措置を講じなければならないこと、電気事業者、ガス事業者その他の指定公共機関等は、武力攻撃事態等において、電気、ガスの安定的な供給等必要な措置を講じなければならないことを定める。

六、復旧、備蓄その他の措置

指定行政機関の長等は、武力攻撃災害の復旧を行い、国民の保護に関する措置の実施に必要な物資等の備蓄及び供給等を行しなければならないことを定める。

七、財政上の措置

国及び地方公共団体は、本法律に基づく処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないこと、地方公共団体が実施する国民の保護に関する措置に要する費用は、原則として国が負担することを定める。

八、緊急対処事態に対処するための措置

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものとして内閣総理大臣が閣議決定により認定した事態（緊急対処事態）に対処するための措置について、住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処に関する措置など国民の保護に関する措置に準ずる措置を講ずる。

九、施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、武力攻撃事態等現地対策本部の設置、災害対策基本法に基づく防災訓練と国民の保護のための措置の訓練との有機的連携への配慮、国と地方公共団体が共同で行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについての国の負担を定めるとともに、事態対処法の一部を改正し、緊急対処事態の認定に係る国会の事後承認に関する規定及び国会の議決による緊急対処措置の終了に関する規定を設ける等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定公共機関及び指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を作成するに当たっては、指定公共機関等において業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴取する機会が確保されるよう配慮すること。

- 二、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
 - 三、緊急事態においても基本的人権が最大限尊重されるとともに、国民の権利利益の迅速な救済が図られるよう、本法施行後1年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること。
 - 四、都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
 - 五、「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、並びに国民の意見を幅広く聴取すること。
 - 六、国民の保護のための措置の的確な実施が確保されるよう、地方の実情に配慮しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。
 - 七、武力攻撃事態、緊急対処事態等における惨禍をできる限り軽減し、その被害を最小限にするため、国際人道法の精神等を踏まえ、自助・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこと。
 - 八、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと。
 - 九、緊急事態に迅速かつ適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直しを進めるとともに、危機管理の効果的な実施体制を担保する組織を整えること。
- 右決議する。

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に定められた基本的な枠組みに沿って、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置（以下「行動関連措置」という。）について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律は、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部から

- の武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。
- 二、政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。
 - 三、行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであってはならない。
 - 四、地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。
 - 五、政府は、二の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。
 - 六、政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。
 - 七、政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。
 - 八、防衛庁長官は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊から、応急措置としての道路の工事に係る連絡を受けたときは、自衛隊法の規定の例に準じて関係機関に通知するものとする。
 - 九、自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供を実施することができることとし、その業務は、補給（武器の提供を行う補給を除く。）、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。
 - 十、八及び九に規定するもののほか、指定行政機関は、法令及び対処基本方針に基づき、必要な行動関連措置を実施するものとする。
 - 十一、役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のため一定の要件に従って武器を使用することができる。
 - 十二、武力攻撃事態等対策本部長は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。
 - 十三、国は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊による、通行に支障がある場所をう回するために行う緊急通行又は通行の妨害となっている車両等の物件の破損により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ自衛隊法等の規定の例により、その損失を補償しなければならない。
 - 十四、内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家

屋を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠と認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。国は、土地等の使用による損失を補償しなければならない。

十五、土地等を使用するため必要があるときの立入検査を拒んだ者等は、20万円以下の罰金に処する。

十六、本法律は、日米物品役務相互提供協定改正協定の効力発生の日から施行する。ただし、行動関連措置に関する指針の作成、車両等の物件の破損に係る損失の補償、土地の使用等、罰則等の規定については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、指針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、武力攻撃事態等における港湾施設、飛行場施設の利用

武力攻撃事態等対策本部長（対策本部長）は、特定の地域における港湾施設又は飛行場施設の利用に関する指針を定め、特定の港湾施設又は飛行場施設に関し、特に必要があると認めるときは、指針に基づき、当該施設の管理者に対し、特定の者に優先的に利用させるよう要請し、及び当該要請に基づく所要の利用が確保されない場合等においては、内閣総理大臣の権限を行使することができる。

二、武力攻撃事態等における道路の利用

対策本部長は、特定の地域における道路の利用に関する指針を定めることができる。

三、武力攻撃事態等における海域、空域の利用

対策本部長は、特定の海域又は空域の利用に関する指針を定めることができる。

海上保安庁長官は、海域の利用に関する指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、特定の海域において船舶の航行を制限することができる。

国土交通大臣は、空域の利用に関する指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、飛行禁止区域の設定等の措置を適切に実施する。

四、武力攻撃事態等における電波の利用

対策本部長は、特定の電波の利用に関する指針を定めることができる。総務大臣は、指針に基づき、特定の無線通信を優先して実施するために必要な免許条件の変更等を行うことができる。

五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案の修正に伴う所要の規定の整理を行う修正が行われた。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されることが重要であることにかんがみ、これらの国際人道法に規定する重大な違反行為についての処罰規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とする。
- 二、武力紛争において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、7年以下の懲役に処する。
- 三、捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、当該武力紛争の相手国（当該武力紛争の当事者間において合意された地を含む。以下「送還地」という。）への捕虜の送還を遅延させたときは、5年以下の懲役に処する。正当な理由がないのに、送還に適する状態にある傷病捕虜の送還地への送還を遅延させたときも同様とする。
- 四、武力紛争において、占領に関する措置の一環としてその国が占領した地域（以下「占領地域」という。）に入植させる目的で、当該国の国籍を有する者又は当該国の領域内に住所若しくは居所を有する者を当該占領地域に移送した者は、5年以下の懲役に処する。
- 五、出国の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民の出国を妨げたときは、3年以下の懲役に処する。占領地域からの出域（被占領国からの出国又は被占領国の国境を越えない占領地域外への移動をいう。以下同じ。）の管理に関する権限を有する者が、正当な理由がないのに、文民（被占領国の国籍を有する者を除く。）の占領地域からの出域を妨げたときも同様とする。
- 六、二から五までの罪の国外犯を処罰する。
- 七、本法律は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約第1追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案 （閣法第102号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に關す

る国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)における外国軍用品又は外国軍隊等の構成員(以下「外国軍用品等」という。)の海上輸送を規制するため、自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、停船検査等の措置その他の必要な事項を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とする。

二、防衛庁長官は、防衛出動が命ぜられた海上自衛隊の部隊に対し、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、停船検査等の措置の実施を命ずることができる。

三、防衛庁長官は、停船検査を実施する区域(以下「実施区域」という。)を告示して定めなければならない。防衛庁長官は、告示をしたときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとし、外務大臣は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、関係する外国政府及び国際機関に対して、外国軍用品の範囲及び実施区域を周知させる措置をとらなければならない。

四、外国軍用品審判所は、外国軍用品等及びそれを輸送する船舶に係る規制について、大量破壊兵器に該当する積荷は廃棄、銃砲等の武器、弾薬等に該当する積荷は輸送停止、外国軍用品等の海上輸送を反復して行う可能性のある船舶については航行停止の措置を行うものとする。

五、艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足る相当な理由があるときは、当該船舶を停止させ、積荷等の検査を行うことができる。

六、艦長等は、船舶の停船検査後、当該船舶が外国軍用品等を輸送していると認める場合等には、積荷の引渡しを求めること及び当該船舶を我が国の港へ回航すべきことを命ずることができる。

七、艦長等は、船舶を我が国の港に回航したときは、速やかに、当該船舶及び積荷を外国軍用品審判所に送致しなければならない。

八、停船措置等の実効性を確保するために、合理的に必要な限度で自衛官による武器の使用を認める。

九、防衛庁に、船舶又は積荷の取扱いについて審判等を行う機関として、臨時に、特別の機関として外国軍用品審判所を置く。

十、外国軍用品審判所は、送致された船舶、積荷等の調査を行うことができ、そのための積荷の留置、船舶の立入検査等の処分をすることができる。

十一、外国軍用品審判所は、調査の結果、審判の必要があると認めるときは、審判を開始する旨の決定をし、審判開始決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

十二、審判について意見書を提出した利害関係者等は、外国軍用品審判所に対し、審判廷における意見の陳述を申し出、又は証拠を提出することができ、外国軍用品審判所は、

審判の期日において、その意見を陳述させるものとする。

十三、外国軍用品審判所による審決は、審判廷における言渡しによってその効力を生ずるものとし、外国軍用品審判所長が指定する外国軍用品審判所の事務官がこれを執行する。

十四、外国軍用品審判所が審判を開始しない旨の決定をしたとき、廃棄、輸送停止、航行停止のいずれにも該当しない旨の審決をしたとき、又は外国軍用品審判所の審決を取り消す裁判が確定したときは、当該船舶の所有者等は、国に対し、当該船舶の回航措置により生じた損失の補償を請求することができる。

十五、外国軍用品審判所による証拠の取調べにおいて宣誓した参考人等が虚偽の陳述等をしたときは3月以上10年以下の懲役、審判所による船舶等への立入検査を妨害等したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する等罰則に係る規定を整備する。

十六、本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法第103号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（以下「第3条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、武力攻撃事態において本法律の規定により拘束され又は抑留された者の取扱いに当たっては、第3条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、その生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。
- 二、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、武力攻撃が発生した事態において、敵国軍隊等の構成員、敵国軍隊等に随伴を許可された者及び外国軍用品等を輸送する船舶及び民間航空機の乗組員（武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。）、衛生要員並びに宗教要員等の捕虜等の資格を有すると疑うに足りる相当の理由がある者があるときは、これを拘束することができる。
- 三、被拘束者については、指定部隊長に引渡しの後、抑留資格認定官に後送の上、速やかに、当該被拘束者が捕虜等の資格を有するかどうかの認定をしなければならず、抑留資格認定官は、被拘束者が捕虜等の資格を有すると認定をしたときは、速やかに、抑留令書を発付し、これを抑留する。
- 四、捕虜等の抑留その他の業務を行うため、陸海空3自衛隊の共同の機関として、臨時に捕虜収容所を置くことができる。
- 五、捕虜収容所長は、捕虜等の人権を尊重しつつ、捕虜等の抑留資格、階級等、性別及び年齢、その属する国の風俗慣習及び生活様式等に応じた適切な処遇を行うものとし、捕

虜等には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられなければならない。

六、捕虜収容所においては、捕虜等の心身の状況を把握することに努め、捕虜等の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持するため適切な保健衛生上又は医療上の措置を講ずる。捕虜収容所長は、捕虜等に対し診療その他必要な措置を講ずるに当たっては、捕虜等がその属する国の衛生要員による診療を受けることができるよう配慮しなければならない。

七、捕虜収容所長等の懲戒権者は、捕虜等が逃走すること、自己又は他人に危害を与えること等の行為をしたときは、捕虜等に対し、懲戒処分を行うことができる。

八、捕虜等には、捕虜収容所における日常生活のために必要な衣類及び寝具を貸与し並びに食事及び湯茶を支給するほか、捕虜収容所における日常生活のために必要な物品を貸与し又は支給することができる。

九、捕虜収容所長は、捕虜に対して捕虜収容所内の維持運營業務、通訳又は翻訳業務、医療業務等を行わせることができる。捕虜の業務は、できる限り、その年齢、性別、階級等、健康状態その他の事情を考慮した上で実施し、捕虜の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

十、捕虜等に対し、抑留の円滑化・効率化に資するために給付金を支給することができる制度を設ける。

十一、捕虜等については、抑留業務の円滑な実施のために必要な発受方法等の制限、及びその内容の検査結果による場合を除き、信書を発し、又はこれを受けることを差し止め、又は制限することができない。また、電信等を捕虜等が発することを許可することができる。

十二、捕虜等の抑留資格認定及び抑留中の懲戒処分に対する不服申立てを審理するため、防衛庁本庁に、臨時に捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会は、委員15人以内で組織し、委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第3条約その他の国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛庁長官が任命する。

十三、防衛庁長官による捕虜等の送還基準の作成、捕虜収容所長による送還実施計画の作成及び送還令書の発付、送還令書の執行等、捕虜等の送還に関し必要な規定を設ける。

十四、捕虜等の拘束及び抑留業務の目的達成に必要な範囲で、自衛官による武器の使用権限を整備する。

十五、捕虜等が逃走した場合の再拘束の権限並びにそのために必要な調査及び土地等への立入りに関する規定を設ける。

十六、捕虜等の所持品の領置に係る規定、重傷病捕虜等の送還の決定等に関与し得る独立した委員の指定に係る規定、その他所要の特例措置等に係る規定を整備する。

十七、敵国の衛生要員等について医療活動に関する守秘義務違反に係る罰則を整備する。

十八、本法律は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約第1追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第104号）

【要旨】

本法律案は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」（以下「日米物品役務相互提供協定改正協定」という。）が平成16年2月に署名されたことを受けて、この協定の的確な実施を確保するため、アメリカ合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供について、その根拠及び手続に関する規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊が任務遂行に支障を生じない限度において、物品又は役務の提供を次に掲げる合衆国軍隊に実施することができることその他必要な整備を行う。
 - 1 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊
 - 2 自衛隊が災害派遣を行っている現場において、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊
 - 3 自衛隊が在外邦人等の輸送を行っている現場において、当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊
 - 4 訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により本邦内の自衛隊施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊
- 二、提供される物品には、武器（弾薬を含む。）は含まないものとする。
- 三、自衛隊法その他の法律の規定により、自衛隊から合衆国軍隊に対して物品又は役務の提供を実施する場合の決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日米物品役務相互提供協定の定めるところによる。
- 四、本法律は、日米物品役務相互提供協定改正協定の効力発生の日から施行する。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この協定は、1996年（平成8年）に締結され、1999年（平成11年）に改正された「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「現行協定」という。）の定める自衛隊と合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供の枠組みを、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う自衛隊と合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供にも適用するため、現行協定を改正するものであり、2004年（平成16年）2月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行協定第1条2を改め、協定の目的に武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は新たな第6条に定める活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを加える。
- 二、現行協定に新たな第5条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して自衛隊又は合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要なもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、自衛隊による合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われることを規定する。
- 三、現行協定に新たな第6条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、現行協定の第2条から第4条まで及び新たな第5条の規定の適用を受ける活動以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために自衛隊又は合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行うもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、自衛隊による合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、付表2に定める日本国の法律の規定であって現に有効なものに従って行われることを規定する。
- 四、現行協定に新たな第12条3を追加し、両当事国政府が合意する協定の改正は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書面による通告を受領した日の後30日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有することを規定するとともに、協定の付表2は、両当事国政府の合意により、協定を改正することなく修正することができることを規定する。
- 五、後方支援、物品又は役務の区分に係る現行協定の付表をこの協定に添付されている付表1に改めるとともに、この協定に添付されている付表2を協定に付表2として加えることを規定する。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

この追加議定書は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約作成後の植民地独立の動き、軍事技術の発達等により武力紛争の形態が多様化したことを踏まえ、1977年（昭和52年）に同諸条約を補完し及び拡充するものとして作成されたものであり、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、捕虜、文民等の保護並びに戦闘の方法及び

手段の規制等について定めるものである。

この追加議定書は、前文、本文102箇条及び2の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この議定書は、1949年8月12日のジュネーブ諸条約（以下「諸条約」という。）を補完するものであり、諸条約のそれぞれの第2条に共通して規定する締約国間の武力紛争及び占領の事態について適用する。この事態には、国際連合憲章並びに国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争を含む。
- 二、紛争当事者は、紛争の開始の時から、利益保護国の制度を適用することにより、諸条約及びこの議定書について監視し及びこれらを実施することを確保する義務を負う。
- 三、すべての傷者、病者及び難船者は、いずれの締約国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護される。
- 四、医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。紛争当事者は、自己の固定された医療組織の位置を相互に通報するように求められる。
- 五、軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員は、尊重され、かつ、保護される。
- 六、傷者、病者、難船者、医療用輸送手段等、この議定書の第2編の規定によって保護される者及び物に対する復讐は、禁止する。
- 七、医療用車両、医療用船舶等の医療用輸送手段は、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される。医療用航空機は、この議定書の第2編の規定により尊重され、かつ、保護される。
- 八、いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは、禁止する。
- 九、背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する。
- 十、紛争当事者の軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。紛争当事者の軍隊の構成員は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。
- 十一、戦闘員であって敵対する紛争当事者の権力内に陥ったものは、捕虜とする。戦闘員は、文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別する義務を負う。
- 十二、紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。
- 十三、文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受け、攻撃の対象としてはならない。また、民用物は、攻撃又は復讐の対象としてはならない。

- 十四、文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い、軍事上の努力を支援するために利用し又は復讐の対象とすることは、禁止する。
- 十五、戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。
- 十六、自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害する戦闘の方法及び手段の使用は、禁止する。
- 十七、危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によって文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。
- 十八、紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。
- 十九、軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びその要員は、この議定書の規定に基づき尊重され、かつ、保護される。これらの者は、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、救助、応急医療その他の医療等の文民保護の任務を遂行する権利を有する。
- 二十、女子及び児童は、特別の尊重を受ける。
- 二十一、締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる。
- 二十二、紛争当事者は、赤十字国際委員会が人道的任務を遂行できるよう可能なすべての便益を与えるとともに、その他の人道的活動を行う団体に対して必要な便益を与える。
- 二十三、締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において諸条約及びこの議定書の周知を図る。
- 二十四、この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止につき諸条約の関連する規定が適用されること並びにこの議定書に対する重大な違反行為等について定める。
- 二十五、締約国及び紛争当事者は、軍の指揮官に対し、諸条約及びこの議定書に対する違反行為を防止すること、これらの違反行為を行った者に対する懲戒上又は刑事上の手続を開始すること等を求める。
- 二十六、諸条約及びこの議定書に定める重大な違反行為その他の諸条約又はこの議定書に対する著しい違反であると申し立てられた事実を調査すること等を行う権限を有する15人の委員で構成する国際事実調査委員会を設置する。
- 二十七、諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負い、また、紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う。

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要旨】

この追加議定書は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約作成後のいわゆる内乱等の増加という状況を踏まえ、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と併せて、1977年（昭和52年）に同諸条約を補完し及び拡充するものとして作成されたものであり、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とし、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について定めるものである。

この追加議定書は、前文及び本文28箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この議定書は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下「諸条約」という。）のそれぞれの第3条に共通する規定をその現行の適用条件を変更することなく発展させかつ補完するものであり、第1追加議定書第1条の対象とされていない武力紛争であって、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）との間に生ずるすべてのものについて適用する。
- 二、この議定書は、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。
- 三、この議定書のいかなる規定も、国の主権等に影響を及ぼすことを目的として又は武力紛争若しくは武力紛争が生じている締約国の国内問題等に介入することを正当化するために援用してはならない。
- 四、敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなったすべての者は、その自由が制限されているか否かにかかわらず、身体、名誉並びに信条及び宗教上の実践を尊重される権利を有する。これらの者は、すべての場合において、不利な差別を受けることなく、人道的に取り扱われる。
- 五、すべての傷者、病者及び難船者は、武力紛争に参加したか否かを問わず、尊重され、かつ、保護される。
- 六、医療要員及び宗教要員は、尊重され、かつ、保護される。
- 七、医療組織及び医療用輸送手段は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これらを攻撃の対象としてはならない。
- 八、文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。
- 九、戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する。
- 十、危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によって文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。

- 十一、文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い又は軍事上の努力を支援するために利用することは、禁止する。
- 十二、文民たる住民の移動は、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか、命令してはならず、また、文民は、自国の領域を離れることを強要されない。
- 十三、締約国の領域にある救済団体は、武力紛争の犠牲者に関する伝統的な任務を遂行するため役務を提供することができる。文民たる住民は、傷者、病者及び難船者の収容及び看護を申し出ることができる。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要旨】

本件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施について、国会の承認を求めるものである。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、次のとおりである。

一、人道復興支援活動

- 1 イラク及びクウェート
- 2 我が国の領域から1に掲げる国に至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域及び装備品の修理地並びにこれらの場所又は地域間の移動に際して通過する地域となる国
- 3 イラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの国相互間及びこれらの国と1に掲げる国との間で行われる移動と連絡に際して通過する地域となる国。ただし、1及び2に掲げる国を除く。

二、安全確保支援活動

- 一に掲げる人道復興支援活動を実施する国